

一般社団法人日本集中治療医学会 著作権および個人情報保護指針

2025年6月25日
一般社団法人日本集中治療医学会
著作権対策委員会

一般社団法人日本集中治療医学会（以下、本学会）が主催する学術集会（年次・支部）やセミナーでの発表、web配信、e-learning、JICEC、ハンドアウト資料作成、テキスト執筆、などのコンテンツにおいては、著作権ならびに個人情報保護に関して十分に留意する。

上記コンテンツの著作権は原則として本会に帰属する。（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む。）

著作権のある著作物を著作権者の許諾を得ずに無断で使用すること、およびそれを自身の著作物として使用することは、著作権侵害となる。

著作者に無断で著作物の内容や名前を改変することは、著作者人格権の侵害となる。

【コンテンツ作成に関して】

コンテンツ作成の際は、下記の「資料1～4」を参照し、著作権侵害がないように著作者自身が十分な検証を行う。

- ・ 資料1「著作権および個人情報保護指針」（本資料）
- ・ 資料2「著作権と個人情報保護に関する注意事項」
- ・ 資料3「文献・図表のスライド引用の注意点」
- ・ 資料4「講演スライド・配布資料における著作物引用等の確認票」

【注意事項】

テキスト執筆、ハンドアウト資料作成、JICEC（配信期間：原則1年間）においては、「資料1～4」を遵守した対応を必須とする。

e-learningあるいはon-demandのweb配信（配信期間：原則1ヶ月以内）、学術集会あるいはセミナー（現地・オンライン）、においては、コンテンツ著作者へ事前に「資料1～4」を送付して注意喚起を行う。

以上